様式第２号

技術職員名簿

　 （商号又は名称）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 氏　名 | 技術職員資格 |
| (例)１ | ❍❍　❍❍ | １・２・３・４・５・６・７・８・９・10・11・12 |
| １ |  | １・２・３・４・５・６・７・８・９・10・11・12 |
| ２ |  | １・２・３・４・５・６・７・８・９・10・11・12 |
| ３ |  | １・２・３・４・５・６・７・８・９・10・11・12 |
| ４ |  | １・２・３・４・５・６・７・８・９・10・11・12 |
| ５ |  | １・２・３・４・５・６・７・８・９・10・11・12 |
| ６ |  | １・２・３・４・５・６・７・８・９・10・11・12 |
| ７ |  | １・２・３・４・５・６・７・８・９・10・11・12 |
| ８ |  | １・２・３・４・５・６・７・８・９・10・11・12 |
| ９ |  | １・２・３・４・５・６・７・８・９・10・11・12 |
| 10 |  | １・２・３・４・５・６・７・８・９・10・11・12 |

備考

　　１　本名簿に登録する別表に掲載された資格所有者（以下「技術職員」といいます。）について、最上段

　　　の例を参考に氏名を記入するとともに、所有する資格の項目「技術職員資格（以下「資格」といいます。）」

番号に「❍」を付けてください。

２　資格取得の確認のため、資格取得証明書等の写しを添付してください。また、本人確認及び雇用確認

　のため、健康保険証被保険者証等を添付してください。

　３　本名簿について、資格の新規取得、更新及び失効があった場合は、「栃木県環境森林部が発注する森林整備業務に係る令和5(2023)・6(2024)年度入札参加資格変更申請の手引き(随時受付)」により登録内容の変更を行ってください。

別表.技術職員名簿の対象資格

「技術職員名簿」に掲載するため、施工管理能力を有すると認められる対象資格及び資格認定機関等は、

次表のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 対象資格 | 資格認定機関等 |
| １ | 技術士(森林部門のみ) | 文部科学省 |
| ２ | 林業普及指導員 | 林野庁  （農林水産省） |
| ３ | 林業専門技術員 |
| ４ | 林業技士 | (一社)日本森林技術協会 |
| ５ | 基幹作業士 | 栃木県 ※２ |
| ６ | 林業技能作業士 |
| ７ | 林業作業士 | 栃木県 ※１ |
| ８ | 森林整備監理技術者 | 栃木県 ※２ |
| ９ | フォレストワーカー  （林業作業士） | 林野庁  （農林水産省） |
| 10 | フォレストリーダー  （現場管理責任者） |
| 11 | フォレストマネージャー  （統括現場管理責任者） |
| 12 | 森林施業プランナー | 森林施業プランナー協会 |

　備考

※１　｢林業カレッジ研修｣により認定される資格です。なお、令和２(2020)年度以前に開催された林業技術研修事業に基づき認定された｢林業作業士｣資格についても、本資格に含むものとします。

※２　令和２(2020)年度以前に開催されていた｢基幹林業作業士（林業技能作業士）育成研修｣及び｢森林整備監理技術研修｣により認定された資格です。｢技術職員｣対象資格となりますが、新規認定を目的とした研修は現在開催されておりません。